（国際平和協力手当）

第三条　ハイチ国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（第三項において「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2　手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3　前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第三条関係）

一	ポルトー・プランス市の区域において業務を行う場合（四の項、六の項㈡本文及び㈢並びに八の項㈡に規定する場合を除く。）	一万六千円
二	西県の区域（一の項に規定する区域を除く。）において業務を行う場合（五の項、七の項㈠本文及び㈡並びに八の項㈡に規定する場合を除く。）	一万二千円
三	ハイチ内の地域（一の項及び二の項に規定する地域を除く。）において業務を行う場合（六の項㈠、七の項㈠本文及び㈡並びに八の項㈡に規定する場合を除く。）	一万円
四	ポルトー・プランス市の区域において、第一条第一号若しくは第二号に掲げる業務（派遣先国の政府その他の関係機関と当該業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係るものに限る。）又は同条第三号に掲げる業務（以下「連絡調整業務」という。）を行う場合	六千円
五	西県の区域（一の項に規定する区域を除く。）において連絡調整業務を行う場合	五千円
六	㈠　ハイチ内の地域（一の項及び二の項に規定する地域を除く。）において連絡調整業務を行う場合 ㈡　ポルトー・プランス市に所在する空港の区域において、震災復旧業務に附帯する業務として、空路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。 ㈢　ポルトー・プランス市の区域において、震災復旧業務に附帯する業務として、海路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、ポルトー・プランス市の区域の沿岸において、エアクッション艇を使用して艦船と陸地との間の輸送を行う場合に限る。	四千円
七	㈠　ハイチに所在する空港の区域（六の項㈡に規定する区域を除く。）において、震災復旧業務に附帯する業務として、空路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。 ㈡　ハイチ内の地域（一の項に規定する地域を除く。以下この項において同じ。）において、震災復旧業務に附帯する業務として、海路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、ハイチ内の地域の沿岸において、エアクッション艇を使用して艦船と陸地との間の輸送を行う場合に限る。	三千円
八	㈠　ドミニカ共和国に所在する空港の区域において、震災復旧業務に附帯する業務として、空路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。 ㈡　ハイチ内の地域において、震災復旧業務に附帯する業務として、海路により震災復旧業務に従事する人員の輸送又は震災復旧業務に必要な物資の補給を行う場合（六の項㈢及び七の項㈡に規定する場合を除く。）	千四百円

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
外務大臣　岡田　克也
防衛大臣　北澤　俊美

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）